

公正公平な裁判にするために刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めることについて

令和6年9月26日に袴田巖さんに再審無罪判決が言い渡され、その後、静岡地方検察庁の検事正や静岡県警察本部長による直接の謝罪がありました。また、福井女子中学生殺人事件の再審開始も決定されました。このような中で、国民の間では冤罪事件の実態がメディアを通じて広く報じられ、再審規定の改正への関心と運動が広がりつつあります。

袴田事件では、静岡地方裁判所が捜査機関による自白や5点の衣類など3つの証拠を捏造と認定しました。また、福井女子中学生殺人事件において、再審開始決定につながったのは、検察が裁判官に促されて開示した287点の新たな証拠でした。このことについて裁判所は「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為と言わざるを得ない」と非難しています。

国政においても、超党派の国会議員でつくる議員連盟が法改正を求める要望書を提出したり、政党が総選挙の公約や一般的な政策に再審制度の改正を掲げるなどの動きもあります。超党派の国会議員連盟は令和7年1月28日に実務者会議を開き、刑事訴訟法の改正案を公表し、通常国会での改正案の成立を目指す方針を確認しています。

日本の再審制度は、再審請求手続と再審請求手続を受けて行われる再審公判手続の二段階による制度の組立てになっています。多くの再審事件では、一段階目の再審請求手続について検察が頑として

認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てを行い、争うという対応をしています。再審制度は実体的真実のために法的安定性を犠牲にする非常救済手続ではありますが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審への道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して機械的に再審が拒まれてしまえば、再審制度の存在意義が失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定があるものの、条文数は19条のみで、極めて大雑把な規定です。個々の裁判における裁判所の解釈や運用に全て委ねられているのが実態です。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請します。

記

- 1 再審請求の求めに対し、検察が有する証拠を全面的に開示するよう法整備すること。
- 2 再審開始の決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止すること。
- 3 再審における手続を整備すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年3月18日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

その他関係筋

注　なお、衆参両院議長に対する意見書については、表題は「公正公平な裁判にするために刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めることについて」を「公正公平な裁判にするために刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」に、本文中「政府は」を「国会は」に改める。